

(不起訴の裁定)

第75条 検察官は、事件を不起訴処分に付するときは、不起訴・中止裁定書により不起訴の裁定をする。検察官が少年事件を家庭裁判所に送致しない処分に付するときも同様。

2 不起訴裁定の本文は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 被疑者死亡 被疑者が死亡したとき。
- (2) 法人等消滅 被疑者である法人又は処罰の対象となるべき団体等が消滅したとき。
- (3) 裁判権なし 被疑事件が我が国の裁判管轄に属しないとき。
- (4) 第1次裁判権なし・不行使 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び(以下省略)
- (5) 親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消し 親告罪又は告発若しくは請求をまっとうすべき罪につき、告訴、告発若しくは請求がなかったとき、無効であったとき又は取り消されたとき。
- (6) 通告欠如道路交通法(昭和35年法律第105号)第130条の規定により公訴を提起することができないとき、(以下省略)
- (7) 反則金納付済み道路交通法第128条第2項の規定により公訴を提起することができないとき、(以下省略)
- (8) 確定判決あり 同一事実につき既に既判力のある判決があるとき。
- (9) 保護処分済み 同一事実につき既に少年法第24条第1項の保護処分がなされているとき。
- (10) 起訴済み 同一事実につき既に公訴が提起されているとき(公訴の取消しがなされている場合を含む。)。ただし、第8号に該当する場合を除く。
- (11) 刑の廃止 以下省略
- (12) 大赦 以下省略、
- (13) 時効完成 公訴の時効が完成したとき。
- (14) 刑事未成年 被疑者が犯罪時14歳に満たないとき。
- (15) 心神喪失 被疑者が犯罪時心神喪失であったとき。
- (16) 罪とならず 被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なとき。ただし、前2号に該当する場合を除く。
- (17) 嫌疑なし 被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なとき。
- (18) 嫌疑不十分 被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なとき。
- (19) 刑の免除 被疑事実が明白な場合において、法律上刑が免除されるべきとき。
- (20) 起訴猶予 被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇 犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないとき。

構成要件

- 1 うっかりミスか
- 2 態とやったのか
- 3 怠けたのか

(不起訴処分の告知)

第76条 検察官が刑事訴訟法第259条の規定による不起訴処分の告知を書面とするときは、不起訴処分告知書(様式第118号)による。

2 検察官が刑訴法第261条の規定による不起訴理由の告知を書面とするとき

は、不起訴処分 理由告知書(様式第119号)による。

構成要件

- 1 うっかりミスか
- 2 態とやったのか
- 3 怠けたのか